

# 次世代育成支援におけるスクールソーシャルワーカー の養成と今後の課題

おお た ゆ か り  
太 田 由 加 里

## 〈要 旨〉

2008年度から文部科学省がスクールソーシャルワーク活用事業を予算化し、不登校をはじめとした学校における子どもの生活問題に対応すべく、スクールソーシャルワーカーを全国141地域に配置した。しかし2009年度は、1か所あたりの予算は縮減となり、その継続がすでに危うい状態となっている。本稿では、萌芽期にあるスクールソーシャルワーカー養成を継続、推進するために、その役割の重要性を次世代育成支援の文脈に位置付け、学童期の子どもの福祉を守り育てるために有為な存在であることを明示する。さらに、スクールソーシャルワークの有用性を実証するためのエビデンスを早急に蓄積する必要性や養成に関する今後の課題について言及する。

## 〈キーワード〉

スクールソーシャルワーク、スクールソーシャルワーカー、次世代育成支援

## I. はじめに

2008年度、文部科学省は「スクールソーシャルワーカー活用事業」を予算化し、全国141地域で開始した。しかし、2009年度からは事業予算が3分の1の補助事業となっており、都道府県では残り3分の2の自主財源の確保が困難で、スクールソーシャルワーカーの配置を縮減、廃止する自治体も出てきている。スクールソーシャルワーカー配置の効果や有用性が十分に検討されないまま、事業が縮小されるという厳しい状況に陥っている。文部科学省では2008年度は限定地域での実施であったが、2009年度は全国展開をめざした上での予算化のため、その予算総額は決して縮小、後退したわけではないとの説明を行っている(文部科学省:2009)。子どもの不登校やいじめ、給食費の未納など学校における子どもの問題が顕在化し、それらに対応し、関係機関との連携をはかるキーパーソンとして、組織的に始まったばかりのスクールソーシャルワーカー養成が十分な検証もされずに縮小していくことへの危惧を感じ、継続推進のために有効な方法を検討したい。

## Ⅱ. 本稿の目的と方法

スクールソーシャルワークの実践の場である小・中・高校は、子どもが保護者以外の人々と出会い、繋がる場所、機会でもあり、子どもとその家族が抱える生活問題を早期に把握し、その対応が可能となる重要な機関でもある。また、子どもと日常的に触れ合うことにより、問題が顕在化する前に予防できる機会ともなりうる。さらに保護者による子どもへの不適切な関わりを発見するなど、子どもと家族を包括的に援助する社会資源でもある。一方、ソーシャルワーク教育においては、その広がりや深化、そしてソーシャルワーカーの職域拡大という観点からスクールソーシャルワーカー養成という一つの方向性が打ち出されている。

そこで本稿の目的として、第一に、福祉と教育の連携・協働の要となるスクールソーシャルワーカーの今後の養成継続に向け、現段階で実証できうる成果を示すこと、第二に、スクールソーシャルワークを子育て支援や次世代育成支援のための重要なツールとして位置づけ、その有用性を示すことである。何よりもスクールソーシャルワークは子どもの問題の予防、早期発見、早期対応を実現する上で有効であり、スクールソーシャルワーカーは、学童期における教育と児童・家庭福祉の要として、次世代育成支援に重要な役割を担う存在であることを提示したい。

その方法として、先行研究を基に学校を中心に子どもを取り巻く現状と最近の動向を明らかにし、子どもの生活問題に対応するワーカーの必要性について検討する。さらに先行調査に基づき、子どもや保護者、教職員にとってのスクールソーシャルワークの有用性と今後の可能性を示し、ワーカー養成をめぐる今後の課題について言及する。

## Ⅲ. 子どもを取り巻く学校の現状と最近の動向

### 1. スクールソーシャルワーカーを必要とする社会的背景

現在、少子化の進行と共に、政府は出生率の回復や子育て支援の充実をめざし、次世代育成事業やこにちは赤ちゃん事業など、次々に新たな施策を打ち出している。また、子育て世代における長時間労働と生活時間のアンバランスを是正し、ワーク・ライフ・バランスをめざそうとの動きがある。しかし一方で非正規雇用、派遣切りやホームレスの増加にみられるように、世界的規模における構造的不況のもとで、かつてないほど雇用不安の拡大と社会生活の不安定化が深化し、子育て世代の親も解雇を余儀なくされるなど危機的状況が生まれている。

2009年11月、厚生労働省が発表した生活保護世帯は過去最高の約125万世帯であり、最近の9カ月間、毎月のように生活保護世帯の申請が増加している。このような社会の

不安定状況は、子育て世代家族、さらには子どもにまで直接的な影響を及ぼし始めている。これまで問題にされることの少なかった子どもの学費や給食費の未納問題、子どもの無保険問題が社会問題として認識され、子ども自身の抱える生活問題が可視化されるようになってきている。子育て世代家族を支援するだけでなく、子ども本人を直接、支援する施策が求められている。

これまで社会福祉は、利用者が援助の開始を求めてきた時点から、その関わりがスタートしてきた。児童・家庭福祉においても、子どもの生活問題が発生した後に、その対応がなされてきた。しかし、援助対象となる子どもにとって、問題が顕在化し、実際に支援が開始するまでにかかる一定の時間は、ともすれば、生命の危機に陥ることもあり、時間の猶予は許されない。また、時間と共に子どもを取り巻く環境は悪化し、その後の成長や発達に多大な影響を及ぼすこともある。これらの理由から、子どもを対象とする問題は、その問題が顕在化する前の予防や早期の発見が重要となることはいうまでもない。学童期の子どもが日常生活を送る学校で、教職員とともに子どもの問題に対応し、関係機関との連携をはかりながら、子どもにとって最善の環境をめざすスクールソーシャルワーカーには多くの期待が寄せられている。

## 2. 学校における子どもの生活問題とスクールソーシャルワーカーの存在

子どもたちの生活問題は、これまで家族や学校のなかで不可視化されてきた。特に子どもの生と生活は家族に依存するため見えにくく、子どもの社会的不利は親の養育責任の問題として認識され、社会問題となりにくい。学童期における子どもの生活は、学校の外からは見えにくく、不登校やいじめが子どもの成長を妨げる社会問題として認識されるまでその機会は少なかった。

しかし学童期における子どもの生活問題が、給食費や学費の未納問題などとして顕在化し、可視化されるようになってきた。乳幼児期に比べ、小・中・高校での子どもの問題は外から見えにくく把握されにくい。例えばそれは経済的困難を理由に、修学旅行費の積立てができず、旅行の不参加を余儀なくされる例や卒業アルバムが購入できない例などに代表される。

これまで子どもの人生に必要な教育機会や生活経験の剥奪やその度合いは、家族に属していることで不可視化されていた。しかし、最近子ども自身の成長や教育機会の保障の問題として取り上げられるようになってきた（松本：2008 阿部：2008）。将来のあるすべての子どもが平等に成長・発達し、健康権や教育権などが保障されること、そのための施策や活動が次世代育成支援に繋がっている。

また、子どものライフステージに沿って、そのリスクや問題を可視化し、その予防策を講じる必要がある。子どもが成長していく過程で、その家族の問題がどのように子ど

もに影響しているか。今まで不可視化されていた家族の問題が子どもに影響することを示す事象として、全国学力テスト、子どもの無保険問題を取り上げてみる。

### ①全国学力テスト

子どもの教育をめぐる問題として、2007年に43年ぶりに実施された学力テストがある。2008年4月、小6・中3の全国約224万人を対象とした「全国学力・学習状況調査」が行われ、同時に生活習慣や学習環境の調査も実施した。その結果、就学援助を受ける児童生徒の割合が高い学校は、学力テストの正答率が低い傾向が見られた。一つの県では、中学校の学力が全国の下位から2番目であったが、それと比例するかのように県民所得も全国の下位から2番目であった。その県では、小学生の暴力、不登校もワースト1位という結果が出ており、生活に精一杯で教育に目が届かない家庭もあるのではと教師のコメントがあった。この事象は、子どもの学力格差を家族の経済的困窮との関係で示したものと見えよう。

### ②子どもの無保険問題

2008年8月には、子どもの無保険問題が「無保険の子 7300人」という見出しでニュースとなった。これは、国民健康保険の保険料を滞納して保険給付をさしとめられ、医療費の全額自己負担が必要になった世帯の子ども（中学生以下）が、都道府県及び政令市の一部だけで、20都市7333人に及ぶという初めての全国的把握であった。そのなかで乳幼児は599人（8.2%）を占めており、子どもの診療抑制につながっている可能性が高いことが明らかとなった。多くの自治体では、次世代育成支援のための乳幼児医療費助成制度が実施されているが、無保険ではこれも対象外となる。政府は、2000年度から1年以上滞納した世帯には、保険証を返還させて給付をさしとめ、資格証明書を提出するよう義務付けた。2008年から2009年にかけて乳幼児だけでなく小学生、中学生、高校生の無保険に関する調査が実施され、子どもたちが医療を受けられる方策が取られたが、まだ一時的な対応であり、根本的な解決にはいたっていない。

前述した2例の子どもの問題は、子ども自身に起因するというよりも、子どもが帰属する家庭の問題である。しかも家庭の経済状況は、とりわけ学力や疾病の治療機会と関係が深いことが読み取れる。それらの家庭に育つ子どもには、自治体でいかに子育て支援が充実しようとも、それを享受する権利が最初から剥奪されている。これは子どもの福祉が家庭を経由して実現することに起因する。本来、子どもの福祉は、子ども自身に直接、サービスが行き届き、子どもが主体となるシステムでなければならない。特に子どもを育てている家庭の経済的問題は子どもの成長、発達、将来の可能性への機会に多大な影響を及ぼす。今までの世帯を単位とした子どもの社会保障では無理があること、子ども一人ひとりを対象とした社会保障を考えねばならない時期に来ているといえよう。これらの問題については、日本の社会保障制度やサービス、地域の社会資源を適切に活

用し、子どもたちの不利や社会的排除に繋がらないような支援が必要とされる。そのためには子どもの権利を尊重し、子どもだけでなく保護者、家族、地域を射程に入れたスクールソーシャルワーカーの存在が求められよう。

#### IV. 次世代育成支援におけるスクールソーシャルワーカーの役割—各国の次世代育成支援の概況比較を通して—

ここでは、スクールソーシャルワーカーの役割を次世代育成支援の理念や方向性の文脈に位置づけて検討する。各国における次世代育成支援の理念や方向性を把握し、その支援にスクールソーシャルワーカーはどのような役割を果たす可能性があるのかを探ることとする。

神尾（2005：33）は、日本の次世代育成支援は「少子化対策の中に位置づけられ、出生率の向上という国家のニーズが先行し、子育ての現場や親たちがどのような問題に困り、現在の支援制度にどのような問題があるのか、きめ細かく把握できていない」と述べている。さらに神尾は、フランスとの比較において、「フランスの次世代育成支援は家族政策に位置づけられ、多様な国民のニーズを家族会議を通してすくい上げ、必要な政策はただちに実行している。政策を貫く基本的考え方は選択の自由である。その選択に要する経済的保障は確保されている」という。

所（2005：87 - 98）は、イギリスの支援について「社会保障政策、特に就労を通じた貧困対策の面から理解する必要があり、・・・貧困地域などに子育ての拠点を展開するなど社会的排除問題対策としての位置付けも行われている。・・・家族の多様化と関連した生活困窮問題への対策という視点からの支援」と説明している。

さらに高橋（2005：73 - 86）は、スウェーデンの支援について「男女平等の視点で家庭と仕事の両立を可能とする社会経済システムの構築に努め、子どもの権利の視点から子育てをめぐる社会的支援制度の整備を推進してきた・・・親の経済力に左右されない機会の均等化を図っている。・・・1990年代の少子化問題を通して得た経験から子どもにやさしい社会と子どもを育てやすい労働環境の実現を目指している」と述べている。

白波瀬（2005：99）は、アメリカの支援を「出生率が高いが、それは国の家族政策とリンクしているものでない。出生率が高いことが子育て支援策の効果として評価できるのであろうか」との問いを投げかけている。これは出生率の増減を、労働力人口や社会保障や次世代育成支援も含め、国力の指標としているかに見える日本にとって、新たな視点である。

韓国については、金・張（2005：111）が「出生率の低下は予想より深刻で、将来人口の減少に伴う労働力人口の減少と国際競争力の低下への影響を懸念し、2006年から

低出産高齢社会基本計画を発表している。出産と育児に関する国と社会の責任を強化し、労働力の確保、社会保障制度の維持、児童福祉の向上を目標にしている」と述べている。

これらの国の施策と比較して、日本の次世代育成支援は、少子化対策の中心に位置づけられ、各国の政策に見られる子どもの権利や男女平等の視点、家族政策、社会的排除、生活困窮問題として捉える視点がきわめて弱い。韓国の目標も、児童福祉の向上よりも労働力の確保や社会保障制度の維持が先んじている。各国の政策理念だけで比較するのは早計と思われるが、各国の目標を参考に、日本においても子ども本人の福祉を基点に従来の政策を見直す転換点に来ている。次世代育成支援は、単なる出生率の向上や乳幼児が中心の子育て支援にとどまらず、小・中・高校と子どもの成長段階に合わせた適切な支援が求められる。

子どもが学び、生活している学校でのソーシャルワーカーの位置づけは、今後の児童・家庭福祉において大変重要である。特に、福祉の視点で保健室の養護教諭や校医を通じた保健・医療との協働、地域における民生委員・児童委員・主任児童委員・子育て家庭支援センター・学童保育・ファミリーサポートセンターなどと連携していくことが求められている。

## V. スクールソーシャルワークの有用性と成果についての考察

2008年度におけるスクールソーシャルワークの事業内容とそれ以前から活動を始めていた2つの自治体の成果を取り上げ、スクールソーシャルワーカーの有用性について触れたい。

2008年度にスタートしたスクールソーシャルワーカー活用事業における実施状況では、全国のスクールソーシャルワーカー配置人数は、944名で1県の平均が20.5名となっている。支援対象は、小学生、中学生が多くを占めているが、進学や就職など進路に悩むであろう高校生が少ないことは、高校への配置の少なさを示している。図1と図2は、「スクールソーシャルワーカーが連携した関係機関や教職員」を示したものである。これらから教職員が常時関わるのが困難な機関との連携もあり、ソーシャルワークの実践が有効であることがうかがえる。学校内での連携は学級担任との関わりが多い。これは、学級担任が子どもを理解、支援する折、スクールソーシャルワーカーに助力を求めていることやワーカー自身が子どもを考察、理解するために担任と情報を共有していることが推測される。

また図3は、A自治体の「児童生徒の抱える問題と支援状況」について示されたものである。スクールソーシャルワーカーの配置により、今までの問題が解決したという内容で、最も多いのが「友人関係の問題」であり、次に「非行・不良行為」「不登校」「教

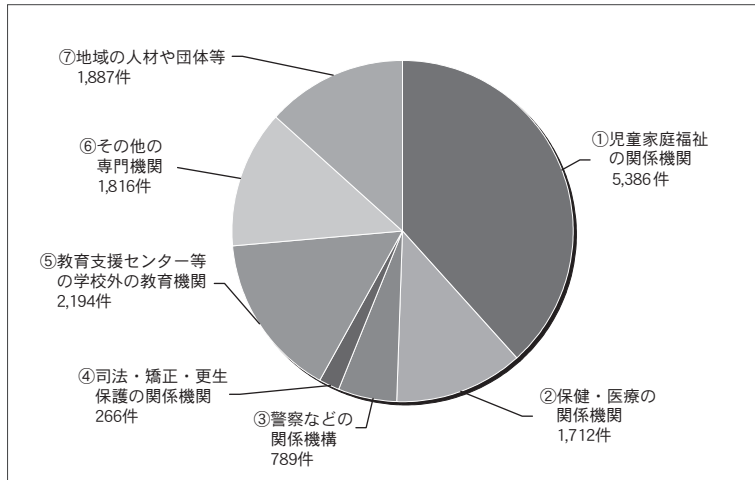


図1 スクールソーシャルワーカーが連携した関係機関

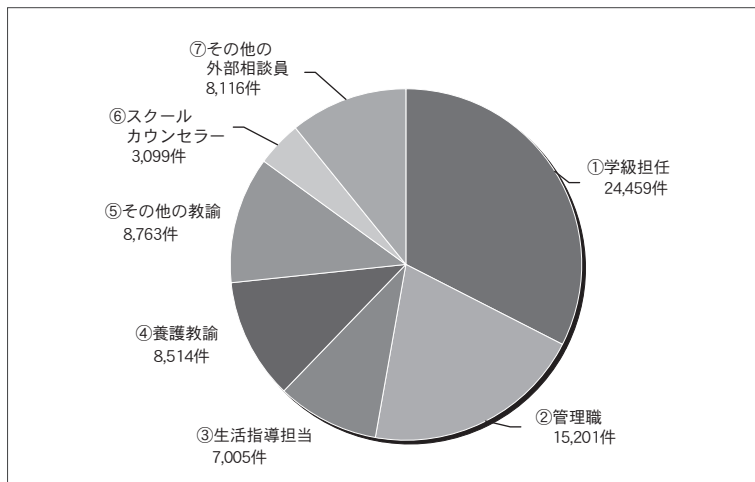


図2 スクールソーシャルワーカーが連携した教職員

図1・2は「平成20年度スクールソーシャルワーカー活用事業」から引用

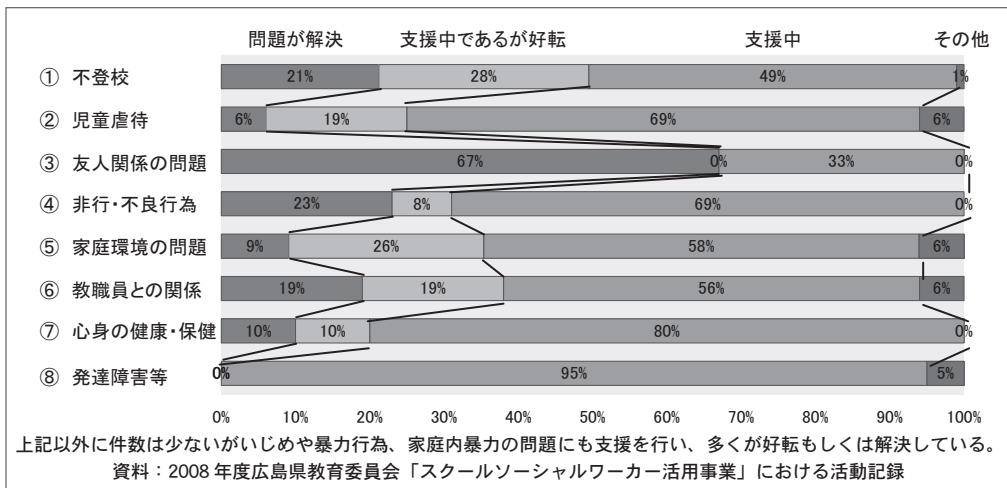


図3 児童生徒の抱える問題と支援状況

職員との関係」が上がっている。支援状況について、問題解決までにはいたらないものの「支援中であるが好転」「支援中」の成果が上がっている。特に「教職員との関係」においては、学校に教職員以外の専門職がいることが少ない状況でのスクールソーシャルワーカーの存在や支援は今後も求められよう。

B自治体におけるスクールソーシャルワーカーの成果としては、「不登校児童生徒の減少」「校内教育相談体制の活性化」「小中連携及び関係機関との連携強化」等が上がっている。さらにワーカー配置の成果として、3つの項目が挙げられている。①「適切なコンサルテーション」－不登校児への教職員の組織的対応を専門的診断のもとに行うことができ、教職員の安心感が持てた。適切なコンサルテーションにより教職員の信頼も厚い。②「関係機関との的確な連携」－適応指導教室、児童相談所等の連携が的確に行われており、不登校児への援助方針作成や組織的対応が効果的に行われた。その結果、不登校児の相談室登校や学級復帰の生徒が増えてきた。③「スクールカウンセラーとの役割分担・協働」－家庭内での虐待問題が判明したときに、スクールソーシャルワーカーは学校長の了解のもとに児童相談所と連絡をとり、家庭内の虐待問題改善に向けた会議を立ち上げた。その会議にて、スクールカウンセラーは生徒のカウンセリングを継続していくこと、スクールソーシャルワーカーは家庭介入へのネットワークを築いていくことで役割分担ができ、協働し、取り組むことができた（柴田：2009）。その成果や効果測定を積極的に実施しているB自治体では、教育委員会を中心にスクールソーシャルワーカーの有用性を示すべく、確かな成果が提示されている。それは、教育委員会だけでなく研究者のバックアップや協働によつての成果であることもうかがえる。

今後は、スクールソーシャルワークとスクールソーシャルワーカーの有用性を学校において可視化する作業を続けていくこと、そのために実証的なデータを蓄積していくことが求められる。教職員だけでなく、スクールカウンセラーとの連携・協働も必須である。学校で教職員以外の専門職としていち早く配置されたのはスクールカウンセラーであった。スクールカウンセラーの今までの有効な成果があったからこそ、スクールソーシャルワーカーの導入も促進された面もあろう。教育現場において、スクールソーシャルワークの有用性を明示し、それを多職種の方々、特に教職員の方々に理解してもらうことはソーシャルワーカーの将来に向けて重要なソーシャルアクションでもある。

## VI. スクールソーシャルワーカー養成の課題

### 1. 職務内容における「ソーシャルワーカー」明記の必要性

スクールソーシャルワーカー活用事業（文部科学省：2008）では、スクールソーシャルワーカーの要件と職務を次のように掲げている。「教育と福祉の両面に関して、専門的



な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績がある者」とし、その内容として、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員等への研修活動等がある。

これらの職務について、門田はこの事業に「スクールソーシャルワーカーという名称が用いられながら、ソーシャルワーカーの専門的な支援活動であるソーシャルワークの文言が明記されていない。そのため、スクールソーシャルワーカーという肩書を持つ人が学校ではソーシャルワークを実践していない事態が生じている」（門田：2009）と指摘している。この職務を担う人材は必ずしもソーシャルワーカーに限定されていない。スクールソーシャルワーカー活用事業であるならば、今後は、「社会福祉の専門的知識」や担い手として「ソーシャルワーカー」の明記が望まれる。

## 2. エビデンスの蓄積とスクールソーシャルワーク共通のスケールの必要性

今後は、スクールソーシャルワークの有用性をエビデンスとして蓄積していくために、それらを測定する全国共通のスケールが求められよう。現在は、「不登校児の減少」が当面の課題である学校が多いが、不登校児が減少したその数字の明示にとどまらず、その不登校児が抱えていた理由を把握し、それらをいくつかのカテゴリーに分類して、それを積み重ねることも有用性を示すエビデンスになると考える。子どもに顕在化した事象が不登校であったとしても、その理由や背景には家族の抱える問題が潜在化していることが推測されるからである。

## 3. 常勤職の確保と労働条件の整備

スクールソーシャルワーカーの養成と併行して、常勤職としての待遇や労働条件の確保も求められる。2009年11月に行われた全国社会福祉教育セミナー・スクールソーシャルワーク分科会において、社会福祉実習、教育実習、スクールソーシャルワーク実習を経た大学4年生が、自らの実習体験を通して、スクールソーシャルワーカーの仕事に魅かれ、就職を希望しているものの、常勤職はなく、断念せざるを得ないとの報告を行った（宮田：2009）。スクールソーシャルワーカー養成をめざす大学の社会的使命として、それを志す有為な若者の将来を考えたとき、志と資格はあるものの、職がないという現状を甘受するわけにはいかない。

## 4. スクールソーシャルワーカーを養成する教員の教育

スクールソーシャルワーカーを養成するということは、子どもたちや保護者、教職員

が抱える問題の対応や各機関との連携・協働するソーシャルワークの力量、学校組織や文化の理解など、多くの基準を満たす人材を育てるということである。その人材養成を担当する教員側の力量についても教育や研修が必要となる。スクールソーシャルワークの専門科目はもとより、実習依頼の中心となる教育委員会や学校、社会福祉施設などと実習計画や目標についての協議や連絡、調整を遂行していくことが組織的に必要となる。各養成校だけで担える課題ではないことを共通認識とし、養成する教育機関が一丸となって取り組まねば日本のスクールソーシャルワーカー養成が定着するのは困難だろう。現在、ワーカー活動の先進地域や他校に先んじて養成を実施している大学の実際を学び、参考にしながらも、地域によって、さらには大学が依拠する基盤によっても、各養成機関独自で模索しなければならない部分も多いと思われる。前途多難ではあるが、子どもの成長や発達を保障するためのソーシャルワークが学校で定着することは、これからの子どもの福祉にとって、有為であることは疑う余地がない。

## 〈引用文献〉

- ・ 文部科学省 2009 「全国社会福祉教育セミナー資料」
- ・ 神尾真知子 2005 「フランスの子育て支援」『海外社会保障研究』第160号 pp33-72
- ・ 所道彦 2005 「プレア政権の子育て支援策の展開と到達点」『海外社会保障研究』第160号 pp87-98
- ・ 新井利民 2007 「英国における専門職連携教育の展開」『社会福祉学』Vol.48 No.1 pp.142-152
- ・ 高橋美恵子 2005 「スウェーデンの子育て支援－ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現」『海外社会保障研究』第160号 pp73-86
- ・ 阿久根佐和子 2005 「第3章 スウェーデンの教育制度」『スウェーデンの家族生活』内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所 国立印刷局 pp44-57
- ・ 白波瀬佐和子 2005 「アメリカの子育て支援－高い出生率と限定的な家族政策－」『海外社会保障研究』第160号 pp99-110
- ・ 金明中・張芝延 2005 「韓国における少子化の現状とその対策」『海外社会保障研究』第160号 pp111 - 129
- ・ 門田光司・奥村賢一 2009 『スクールソーシャルワーカーのしごと』中央法規 pp38
- ・ 阿部彩 2008 『子どもの貧困』岩波新書
- ・ 浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編 2008 『子どもの貧困』明石書店
- ・ 社団法人日本社会福祉士養成校協会 2008 『スクール（学校）ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する調査研究報告書』
- ・ 岩田美香 2009 「スクールソーシャルワークの展開」『子どもの貧困白書』明石書店 pp149 - 151
- ・ 柴田徹 2009 「福岡県におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の取り組み状況と求められる人材像」福岡県教育庁教育振興部義務教育課
- ・ 宮田英由紀 2009 「スクールソーシャルワーク実習を終えて」全国社会福祉教育セミナー

### 〈参考文献〉

- ・清水泰幸 2007 「フランスにおける家族政策」『海外社会保障研究』第161号 pp50-60
- ・牧陽子 (2008) 『産める国フランスの子育て事情 出生率はなぜ高いのか』明石書店
- ・籠山京 1984 『貧困児の教育』籠山京著作集 第6巻 ドメス出版
- ・Trattner,W.I.From Poor Law To Welfare State.The Free Press.1974= 古川孝順訳 1978 『アメリカ社会福祉の歴史』川島書店 pp135-7
- ・青木紀 1997 「アメリカにおけるスクールソーシャルワーク」『教育福祉研究』第3号 pp8-26
- ・大塚美和子 2008 『学級崩壊とスクールソーシャルワーカー親と教師への調査に基づく実践モデル』相川書房
- ・門田光司・奥村賢一 2009 『スクールソーシャルワーカーのしごと』中央法規
- ・門田光司 2008 『学校ソーシャルワーク入門』中央法規
- ・日本学校ソーシャルワーク学会 2008 『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規
- ・山下英三郎 2009 『相談援助 子どもたちとの関わりを中心に』学苑社
- ・山野則子・峯本耕治編 2008 『スクールソーシャルワークの可能性』ミネルヴァ書房
- ・日本スクールソーシャルワーク協会編 山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編 2009 『スクールソーシャルワーク論 歴史・理論・実践』学苑社
- ・渡辺実 2007 「特別支援教育とインクルーシブ教育の展望」ベンクト・G・エリクソン 『ソーシャル・インクルージョンへの挑戦 排斥のない社会を目指して』明石書店
- ・酒井朗・青木紀久代・菅原ますみ編著 2007 『子どもの発達危機の理解と支援』金子書房
- ・乾美紀・中村按秀 2009 『子どもにやさしい学校 インクルーシブ教育をめざして』ミネルヴァ書房
- ・石弘之 2005 『子どもたちのアフリカ』岩波書店
- ・黒田学 2006 『ベトナムの障害者と発達保障』文理閣
- ・古荘純一 2007 『不安に潰される子どもたち』祥伝社
- ・中村晴信 2009 「小学生における保健室への来室の有無と疲労との関連」小児保健研究 第68巻 第4号
- ・青木紀 2007 「学校教育における排除と不平等」
- ・子どもの貧困白書編集委員会編 2009 『子どもの貧困白書』明石書店
- ・大阪府教育委員会児童生徒支援課 2005 「SSW 配置小学校における活動と他校での活用ガイド」
- ・山野則子 2008 「スクールソーシャルワークの実証的研究」『平成19年度文部科学省研究報告書』
- ・学校等における児童虐待防止に向けた取り組みに関する調査研究会議 2006 『学校等における児童虐待防止に向けた取り組みについて(報告書)』文部科学省
- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課 2008「スクールソーシャルワーカーについて」メールマガジン第77号(2008年1月31日)
- ・Ian Shaw,Margaret Bell, (eds) 2009 An Exemplary Scheme? An Evaluation of the Integrated Children's System' *British Journal of Social Work* 39, 613-626
- ・Donald Forrester, Jim McCambridge 2008 'Child Risk and Parental Resistance : Can Motivational Interviewing Improve the Practice of Child and Family Social Workers in Working with Parental Alcohol Misuse ?' *British Journal of Social Work* 38(1),pp.1302-1319

